

# 居宅介護支援 契約書

医療法人社団ぶなの森  
居宅介護支援事業所 新芽

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」という）と医療法人社団ぶなの森が営む、「居宅介護支援事業所 新芽（以下、「事業者」という）」は、事業者が利用者に対して提供する居宅介護支援についての契約を次の条項に基づき締結します。

（契約の目的及び内容）

第1条 本契約は、利用者が尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう、居宅サービス利用等に関する相談支援やサービス事業者等との連絡調整を適切に提供するために締結します。

2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 上記有効期間満了日までに、利用者から事業者に対して、書面による契約解除の申し出がない場合は、本契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員（ケアマネジャー）を、利用者のサービス担当者として任命します。その選定または交代を行った場合は、利用者とその担当者の氏名を書面で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- （4）利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。
- （5）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。
- （6）居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から書面による同意を受けます。
- （7）その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に対して介護保険施設等に関する情報を提供します。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、山形県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。また、利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。

(サービス提供の記録等)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関するサービス実施記録を閲覧することができます。
- 3 利用者は、利用者に関するサービス実施記録の写しの交付を希望により受け取ることができます。

(料金)

第11条 要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

(契約の終了)

第12条 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- (3) 利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
- (4) 利用者が死亡した場合

2 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、次の事由に該当した場合は、本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- (1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉じた場合
- (2) 事業者が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (3) 利用者又はその家族等が、事業者及び介護支援専門員に対して、暴力行為、ハラスメント、またはその他の不適切な行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合

4 前項に基づき契約を解除する場合、事業者は、原則として契約解除の効力が生じる日の30日前までに、利用者又はその家族等に対して書面により解除の事由並びに契約を終了させる旨を通知します。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

第13条 事業者及び介護支援専門員は、本契約による居宅介護支援を提供するにあたって知り得た利用者等の秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(賠償責任)

第14条 事業者は、居宅介護支援を提供する過程で、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情等)

第16条 事業者は、利用者からの相談や苦情等に対応する窓口を設置します。この窓口では、事業所が提供する居宅介護支援や居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等に関する要望や苦情等に、迅速かつ適切に対応します。

(法令遵守)

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第18条 利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

2 本契約の定めがない事項について問題が生じた場合には、介護保険法令その他諸法の定めるところに基づき、双方が誠意をもって協議するものとします。

(代理人)

第19条 利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

(合意管轄裁判所)

第20条 利用者と事業者は、この契約の履行において、第18条の2項をもってしても解決が困難な事由が発生した場合に、やむを得ず裁判によって解決を図る場合は、事業者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

# 個人情報使用同意書

私(利用者)、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
- (3) 在宅療養をサポートする病院、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者、その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供

### 2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業所  
(地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医、その他介護保険及び高齢者保健福祉サービスに係る関係者等)

### 3. 使用する期間

契約で定める期間

### 4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることにならないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者（代理人による契約締結の場合は代理人）及び事業者が記名押印のうえ、各一通を保有するものとします

契約締結日 令和 年 月 日

**契約者氏名**

**(利用者)**

私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。  
また、個人情報の使用について、個人情報使用同意書を用いた説明を受け、これに同意し、交付を受けました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

**代理人等（選任する場合）**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

**(家族)**

私は、個人情報の使用について、個人情報使用同意書を用いた説明を受け、これに同意し、交付を受けました。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

**(事業者)** 事業者は、サービス提供開始にあたり、契約内容及び個人情報使用同意書について説明を行い、交付しました。

事業者名 医療法人社団ぶなの森  
事業者住所 宮城県仙台市青葉区柏木二丁目6番2号  
代表者名 理事長 臼井 恵二

事業所名 居宅介護支援事業所 新芽  
事業所住所 西村山郡河北町谷地ひな市一丁目3番地の5  
管理者名 佐藤 美和